

給与所得者の市・県民税は

「特別徴収」で納税を

三重県と県内全市町では平成21年度より、市・県民税の特別徴収の推進に取り組んでいます。

問合せ先

税務課市民税係 ☎1134

「市・県民税の特別徴収」とは？

市・県民税の特別徴収とは、給与支払者（事業者）が所得税の源泉徴収と同じように、市・県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から市・県民税を天引きし、市へ納税する制度です。

所得税は源泉徴収しているが市・県民税はしていない、ということはありませんか？

地方税法第321条の4および鳥羽市税条例の規定により、給与を支払う事業者は原則としてすべての特別徴収義務者となり、パートやアルバイトを含むすべての従業員か

ら市・県民税の特別徴収をしていただくことになっていきます。

特別徴収に切り替えると手間がかかるのでは？

所得税のように税額の計算をしたり年末調整する必要はありません。

税額の計算は給与支払報告書などに基づいて市が行い、従業員ごとの市・県民税額を市から通知しますので、毎月の給与から天引きし、合計額を翌月の10日までに金融機関を通じて納めていただくことになります。

また、従業員が10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります。（納期の特例の承認）

従業員のみなさんにとってのメリット

特別徴収を行っていただくことで、従業員のみなさんにとっては、納税に行く手間を省くことができます。また普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、従業員の1回あたりの納税の負担が少なくて済みます。

特別徴収への切り替え手続き

毎年1月31日までに市へ提出していただく給与支払報告書総括票の右下「前年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで「特別徴収へ切替」と記入してください。市で確認し切替の手続きを行います。

地方税法の趣旨をご理解いただき、特別徴収にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



平成22年度税を考える週間の特集ページは、11月5日(金)より公開します。

税務署からのお知らせ

伊勢税務署 ☎0596②3191（音声案内）

平成22年分 年末調整等説明会・所得税の青色決算等説明会を次のとおり開催します。

●年末調整等説明会

開催月日	開催時間	開催場所	対象地域
11月17日(水)	午前10時～	伊勢市生涯学習センター(いせトピア) 伊勢市黒瀬町562-12	伊勢市(二見町・小俣町・御園町を除く)
11月17日(水)	午後2時～	伊勢市生涯学習センター(いせトピア) 伊勢市黒瀬町562-12	伊勢市(二見町・小俣町・御園町)、度会町 鳥羽市、玉城町、南伊勢町、大紀町
11月19日(金)	午前10時～	阿児アリーナ(ベイホール) 志摩市阿児町神明1074-14	志摩市

●所得税の青色決算等説明会

開催月日	開催時間	開催場所	対象地域
11月18日(木)	午前10時～	伊勢市生涯学習センター(いせトピア) 伊勢市黒瀬町562-12	伊勢市、度会町、鳥羽市、玉城町、 南伊勢町、大紀町
11月19日(金)	午後2時～	阿児アリーナ(ベイホール) 志摩市阿児町神明1074-14	志摩市

※いずれの日にも出席いただいても構いません。

※平成21年分所得税の確定申告を国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」および電子申告（e-Tax）で作成し提出されたかたには、平成22年分以降の青色申告決算書等は送付されませんのでご了承願います。なお、青色申告決算書等が必要な場合は恐れ入りますが、国税庁ホームページから出力していただくか、税務署の窓口、または、説明会当日に会場でお受け取りください。平成22年分確定申告もぜひ、電子申告（e-Tax）をご利用ください。